

エイズを

もつと知るっ

今、日本でもエイズ感染者は着実に増えていきます。

エイズは、誰でも感染する可能性があります。正しい知識を持っていれば怖がることはありません。

エイズの感染経路は？

- 1 性行為による感染
- 2 血液を介した感染（注射器の使用
いまわし）
- 3 母子感染

に限られますので、注意をすれば感染を予防することができます。エイズウイルスは、感染力が弱いので



普段の生活や学校・職場などの日常の接触ではうつりません。また、蚊やペットを媒介として感染することはありません。

心当たりがあったら

エイズに感染しているかどうかは、検査でしかわかりません。保健所では、匿名・無料で検査を受けることができます。心当たりがあったり、不安な人は、一人で思い悩まずに、まずは検査を受けることが大切です。

エイズの検査を

受けるには？

蒲郡保健所では毎週火曜日午前九時から十一時まで受け付けています。検査は簡単な採血だけです。短時間で終わり、一週間後に本人だけに結果をお知らせします。検査は感染の機会から三カ月経過してから受けてください。

また、保健所では電話による相談

や質問にお答えしています。プライバシーは守られますので、お気軽にご利用ください。

保健所総合相談窓口

☎ 68-0699 衛生課担当

原子爆弾被爆者の皆さまへ 特別葬祭給付金のお知らせ

○支給対象者

被爆者健康手帳を所持されている人で、被爆された配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹の人を葬祭料制度の対象になる前に亡くされている人です。

○葬祭料制度の対象となる前とは

昭和二十年八月六日または九日から昭和四十九年九月三十日までの間です。ただし、昭和四十四年四月一日から昭和四十九年九月三十日の間で、葬祭料を受け、または受けることのできた場合は除かれます。

○支給額

十万円（二年償還の国債）

○請求期間

平成七年七月一日から平成九年六月三十日まで

精神障害者

保健福祉手帳について

障害者基本法の成立により、精神障害者は、障害者として認められています。平成七年十月一日から新たに福祉手帳制度ができましたのでご紹介いたします。

○対象となる人

精神疾患があり（ただし、精神薄弱者は除く）、障害の程度が障害基礎年金の一・二級、または、おおむね三級に該当する状態にある人

○手続きに必要なもの

① 申請書
② 手帳用診断書（年金を受給していない人）

③ 障害年金証書、年金裁定通知書および直近の振込（支払）通知書の写し（年金を受給している人）

○手帳に基づく支援施策

① 通院医療費の公費負担申請の簡素化

② 税制の優遇措置

・ 所得税、住民税の障害者控除
・ 預貯金の利子所得の非課税など
③ 生活保護の障害者加算

問合せ先 蒲郡保健所総務課事業担当 ☎ 69-3156